

報道協定制度の運用に係る留意事項について（通達）

平31. 3. 28 丁捜一発第52号、丁総発第227号、警察庁刑事局捜査第一課長、警察庁長官官房総務課長から各地方機関の長、警視庁総務部長、警視庁刑事部長、各道府県警察本部長あて

（概要）

報道協定の運用について、その留意事項を示し、対応に遺漏のないようにするよう指示したものの。